

郡山市選挙管理委員会

いわき市選挙区福島県議会議員選挙選挙長

いわき市選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につきいわき市選挙区において、候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が十人を超える場合及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上ある場合における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十七年十一月五日

いわき市選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 飯 間 香保子

- 一 日時 平成二十七年十一月十二日午後六時
- 二 場所 いわき市平字堂根町四番地の八

いわき市選挙管理委員会

須賀川市岩瀬郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

須賀川市岩瀬郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき須賀川市岩瀬郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年十一月五日

須賀川市岩瀬郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 室 井 宏

喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき喜多方市耶麻郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年十一月五日

喜多方市耶麻郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 鈴木 敏 正

南相馬市相馬郡飯館村選挙区福島県議会議員選挙選挙長

南相馬市相馬郡飯館村選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき南相馬市相馬郡飯館村選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年十一月五日

南相馬市相馬郡飯館村選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 大友 章 生

本宮市安達郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

本宮市安達郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき本宮市安達郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年十一月五日

本宮市安達郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 菊 地 恵 和

南会津郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

南会津郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき南会津郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年十一月五日

南会津郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 久保木 光 治

河沼郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

河沼郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき河沼郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年十一月五日

平成二十七年十一月五日

河沼郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 鏡 敬 文

大沼郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

大沼郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき大沼郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年十一月五日

大沼郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 鏡 敬 文

双葉郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長

双葉郡選挙区福島県議会議員選挙選挙長告示第二号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙につき双葉郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成二十七年十一月五日

双葉郡選挙区福島県議会議員選挙

選挙長 御 代 典 文